

北海道

犯罪のない安全で安心な地域づくり 推進方策



イラスト：ヤマモトマナブ

みんなで築こう、安全で安心な大地

平成 18 年 3 月 29 日策定
令和 8 年 3 月 31 日改定
(第 20 次)

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策 目次

1	推進方策の趣旨と基本方針等	1
2	北海道の犯罪情勢	2
3	犯罪に対する道民の意識	5
4	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の構成	10
5	取組重点	
(1)	犯罪の起きにくい社会づくり	
ア	「安全・安心どさんご運動」の普及促進	11
イ	防犯ボランティア活動の活性化	
(ア)	既存団体の更なる活動活性化と現役世代の参加促進	13
(イ)	学生ボランティアの育成	15
ウ	地域安全情報の発信	15
(2)	道民が不安を感じる犯罪等の被害防止	
ア	子供・女性対象犯罪	17
イ	特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺	20
ウ	サイバー犯罪	24
エ	犯罪実行者募集情報（闇バイト情報）対策	25
6	推進項目	
(1)	連携、協調等の促進	26
(2)	道民等の防犯・規範意識の醸成	27
(3)	道民等による自主的な防犯活動の推進	28
(4)	学校・通学路等における児童等の安全確保	30
(5)	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備	34

※ 本方策で使用する語句の表記については、各種規定、法令等に基づき記載しています。

1 推進方策の趣旨と基本方針等

(1) 趣旨

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例(平成17年北海道条例第8号)は、道民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、「自らの安全は自らが創造していく」という基本理念に基づき、道民、事業者、行政機関等が協働して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、道民の総意として制定したものです。

条例の理念を実現するためには、道や市町村、事業者等が単独あるいは協働して取り組んでいる活動を体系的に整理し、取組重点や推進項目等を定め、総合的かつ計画的に施策を推進する必要があります。

このため、道では条例第8条の規定に基づき、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議の構成員の皆様からご意見を聴き、毎年度、推進方策を改定しています。

(2) 基本方針

「自らの安全は自らが創造していく」

自主防犯意識の醸成を図る

道民、事業者、行政等の連携強化を図り、

「自助、互助、共助」の気運を高揚させる

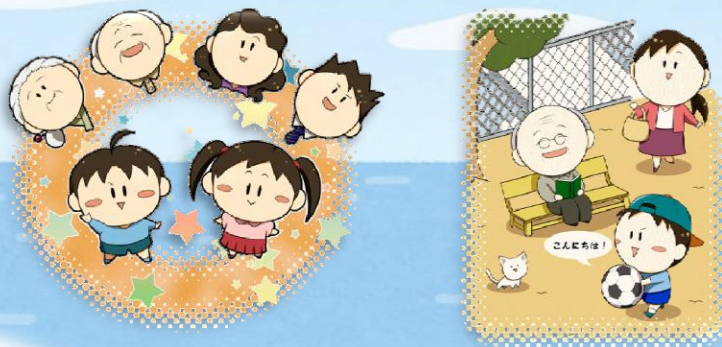
人や地域等の絆を強め、コミュニティの力を高めるとともに、

規範意識の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指す

(3) 安全で安心な地域づくりスローガン

道民が共通認識を持ち、一体となった取組を推進するためのスローガンを定め、安全で安心な地域づくりの実現を目指します。

「みんなで築こう、安全で安心な大地」



2 北海道の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知状況

令和7年の北海道の刑法犯認知件数は2万4,150件と、令和3年に戦後最少を迎えたものの、それ以降、4年連続で前年比増加となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年と概ね同水準となっています。

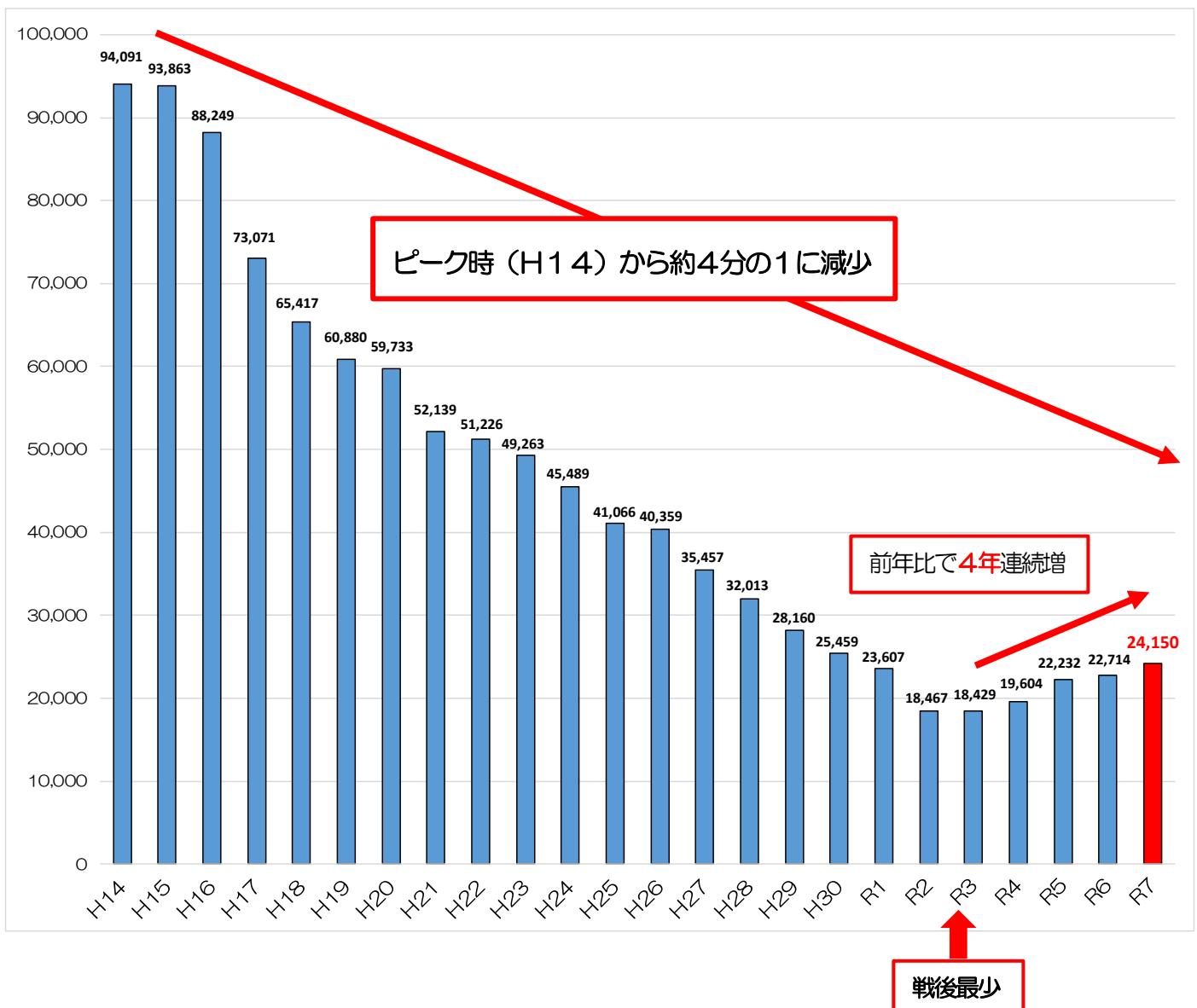
特殊詐欺による被害は、認知件数、被害額とも過去最悪となったほか、子供や女性を対象とする犯罪やSNSを使用した非対面型の投資・ロマンス詐欺などが依然として後を絶たない状況です。

また、SNSで犯罪の実行者を募集する、いわゆる闇バイトと呼ばれる犯罪が社会問題化するなど、インターネットを利用した犯罪なども多く発生しております。

道内における刑法犯認知件数の推移

(H14からR7までの各年12月末) ※道警察の統計による

単位：件



(2) 政令指定都市等が所在する都道府県の比較

政令指定都市等（東京都を含む）が所在する16都道府県の犯罪率（人口10万人あたりの刑法犯認知件数）を比較すると、北海道は479.2で3番目に低く、最も低いのは443.7の熊本県、最も高いのは960.5の大阪府となっています。

政令指定都市等が所在する都道府県の比較（令和7年）

単位：件

都道府県名	犯罪率	刑法犯認知件数 R7	人口 （単位：千人）	刑法犯認知件数の推移（R2～6）				
				R6	R5	R4	R3	R2
北海道	479.2	24,168	5,043	22,714	22,232	19,604	18,429	18,467
宮城	500.9	11,260	2,248	11,385	11,583	9,897	9,398	10,193
東京	700.7	99,349	14,178	94,752	89,098	78,475	75,288	82,764
埼玉	729.3	53,471	7,332	51,667	49,653	41,983	40,166	44,485
千葉	639.5	39,976	6,251	38,394	37,538	32,728	32,638	34,685
神奈川	542.6	50,059	9,225	45,716	43,846	36,575	33,252	35,241
新潟	462.5	9,707	2,099	9,417	8,672	7,433	7,746	8,561
静岡	506.3	17,856	3,527	16,339	15,612	14,269	14,440	15,370
愛知	757.6	56,515	7,460	51,025	46,832	41,248	37,832	39,897
京都	492.0	12,398	2,520	12,059	11,885	10,578	10,483	11,851
大阪	960.5	84,107	8,757	81,403	80,148	68,807	62,690	68,351
兵庫	747.6	39,899	5,337	37,817	37,267	33,018	30,003	34,246
岡山	560.7	10,267	1,831	9,726	9,230	8,007	7,535	7,832
広島	542.9	14,735	2,714	14,675	14,188	12,147	11,181	11,726
福岡	757.6	38,577	5,092	37,047	33,284	28,773	26,337	27,627
熊本	443.7	7,529	1,697	6,722	6,174	4,944	5,187	5,081

注1 人口は、総務省統計局統計（人口推計、R6.10.1現在）を、参照

注2 刑法犯認知件数は、警察庁統計を参照

(3) 主要罪種・手口別認知状況

令和7年の刑法犯認知状況を主要罪種・手口別に見ると、凶悪犯（殺人・強盗など）を除き、全ての包括罪種で昨年よりも増加しています。

なかでも、暴行・傷害（致死）は、3,263件（前年比+243件）発生したほか、万引きは、4,217件（前年比+270件）、詐欺は、1,296件（前年比+283件）と、大きく増えています。

道内における主要罪種・手口認知状況

（R2からR7の各年12月末）※道警察の統計による

単位：件

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年対比	過去5年平均 (R2-6)
全刑法犯	18,467	18,429	19,604	22,232	22,714	24,150	1,436	20,289
● 凶悪犯	135	135	169	228	271	265	-6	188
○殺人	36	24	42	38	48	33	-15	38
○強盗	31	34	47	45	42	47	5	40
○コンビニ強盗	9	7	4	6	5	4	-1	6
○路上強盗	3	6	3	8	10	5	-5	6
○放火	24	24	27	32	32	31	-1	28
○不同意性交等	44	53	53	113	149	154	5	82
● 粗暴犯	2,444	2,836	3,134	3,468	3,301	3,562	261	3,037
○暴行・傷害（致死）	2,255	2,620	2,894	3,182	3,020	3,263	243	2,794
○脅迫	149	174	199	212	211	234	23	189
○恐喝	40	42	41	74	69	65	-4	53
● 窃盗犯	11,444	11,115	11,829	13,949	14,247	14,963	716	12,517
○空き巣	403	315	216	252	310	306	-4	299
○忍込み	79	85	70	111	42	31	-11	77
○居空き	40	10	9	15	5	13	8	16
○事務所荒し	196	85	99	88	70	74	4	108
○自動車盗	84	37	87	84	93	78	-15	77
○自転車盗	2,670	2,670	3,829	4,906	5,150	4,816	-334	3,845
○ひったくり	4	6	11	9	7	13	6	7
○車上ねらい	765	695	721	629	499	491	-8	662
○部品ねらい	302	212	215	264	255	272	17	250
○万引き	3,113	3,518	3,324	3,603	3,947	4,217	270	3,501
● 知能犯	684	810	1,147	990	1,208	1,514	306	968
○詐欺	561	656	975	835	1,013	1,296	283	808
○横領	63	54	83	89	101	109	8	78
● 風俗犯	509	429	427	519	853	937	84	547
○不同意わいせつ	154	147	166	199	225	272	47	178
○公然わいせつ・頒布等	353	282	261	236	216	216	0	270
● その他	3,251	3,104	2,898	3,078	2,834	2,909	75	3,033
○住居侵入	408	336	319	426	399	436	37	378
○器物損壊等	1,998	1,862	1,760	1,713	1,465	1,369	-96	1,760

●：包括罪種、○：包括罪種のうち主要な罪種・手口

注1 朱書き部分は過去5年平均よりも認知件数が多い罪種・手口

2 令和5年刑法犯一部改正により、「強姦性交等」を「不同意性交等」に、「強姦わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更

3 各包括罪種の計は、記載した主要な罪種・手口以外の罪種等を含んだ数値

3 犯罪に対する道民の意識

(1) 令和5年度道民意識調査結果の概要（※北海道において実施）

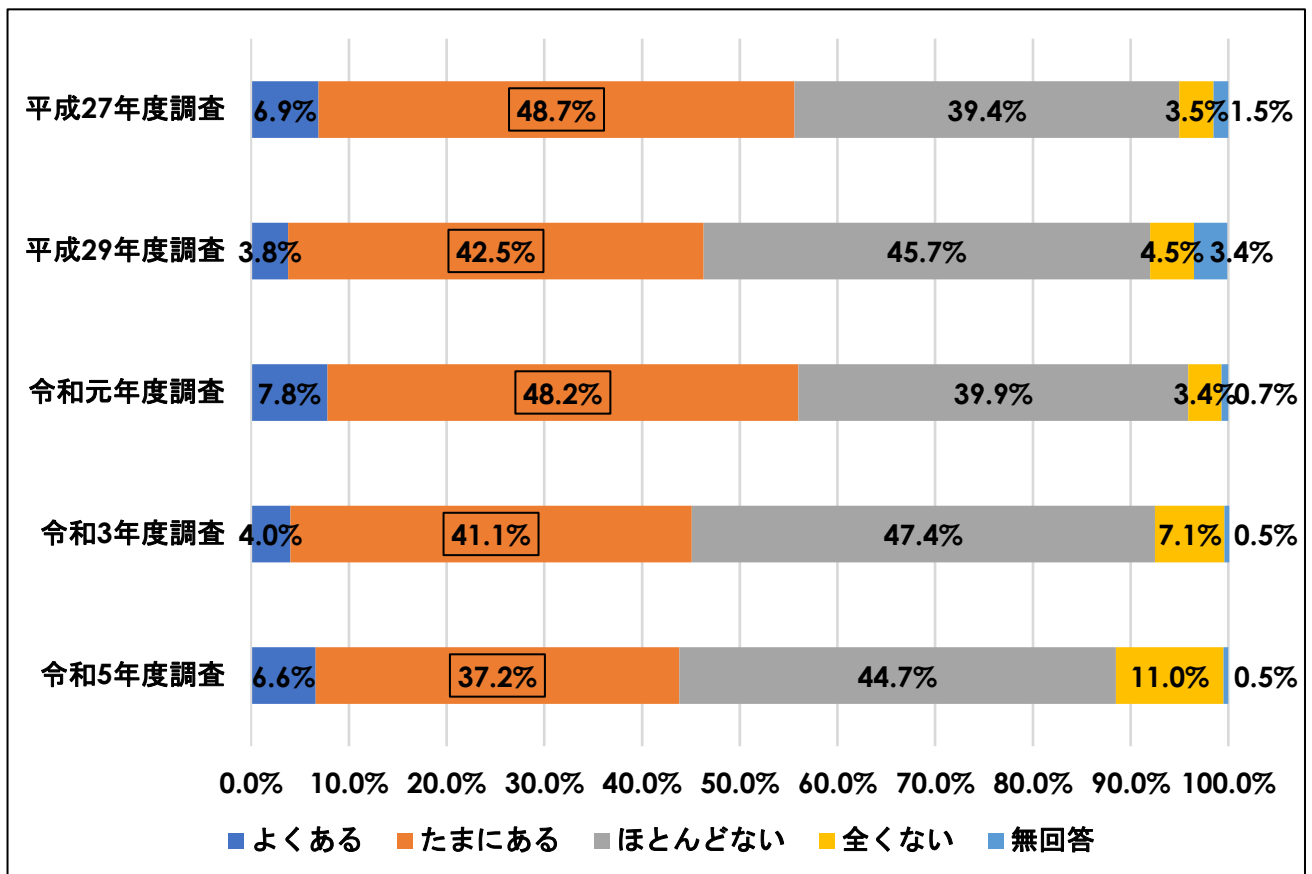
ア 調査の方法

- 調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- 標本数 1,500サンプル
- 有効回収数（率） 790（52.7%）
- 調査期間 令和5年9月～10月

イ 調査結果

(ア) 犯罪被害への不安感

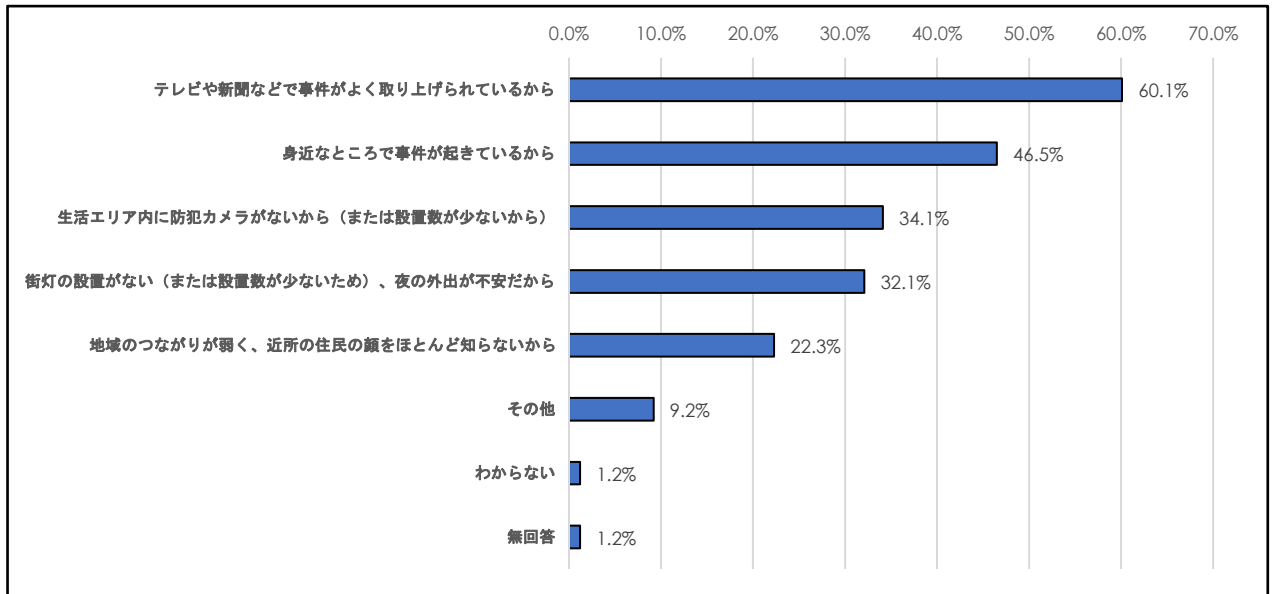
令和4年の刑法犯認知件数は1万9,604件と、20年ぶりに前年比で増加となる中で、「犯罪被害にあうのではないかと不安を感じること」については、「ほとんどない」（44.7%）、「全くない」（11.0%）との回答が、前回調査（R3年度。以下同じ。）と同様に全体の半数を超える結果となりました。



(イ) 犯罪被害に不安を感じる要因（複数回答）

「不安を感じる要因」については、6割の方が「テレビや新聞などで事件がよく取り上げられているから」（60.1%）と回答しており、前回調査（60.4%）と同水準となりました。

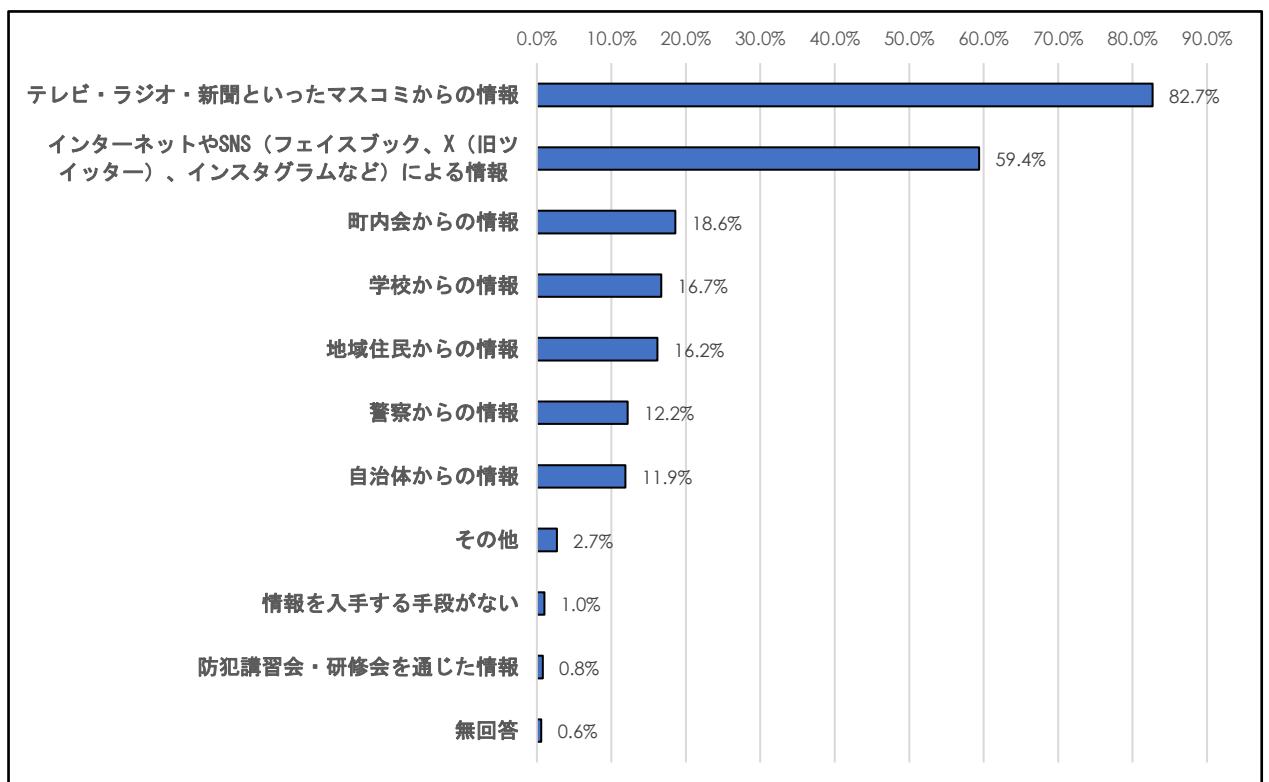
また、「街灯の設置がない、夜の外出が不安」と回答された方が前回調査と比べ11.9ポイント増加しました。



(ウ) 地域で起きている犯罪を知る手段（複数回答）

地域で起きている犯罪を知る手段については、8割の方が「テレビ・ラジオ・新聞などといったマスコミからの情報」（82.7%）と回答しており、前回調査と同水準の結果でした。

その他の項目についても前回調査と同水準の結果となっています。

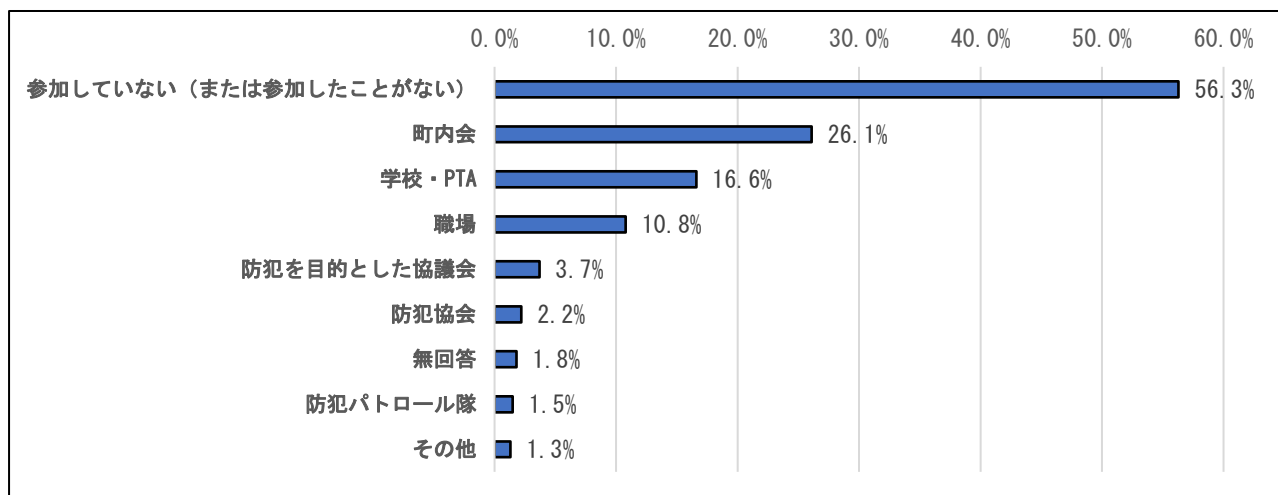


(工) 地域の防犯活動への参加状況（複数回答）

地域の防犯活動への参加状況については、半数の方が「参加していない（または参加したことがない）」（56.3%）と回答し、前回調査と同水準の結果となりました。

その他の項目についても、前回調査と同水準の結果となっています。

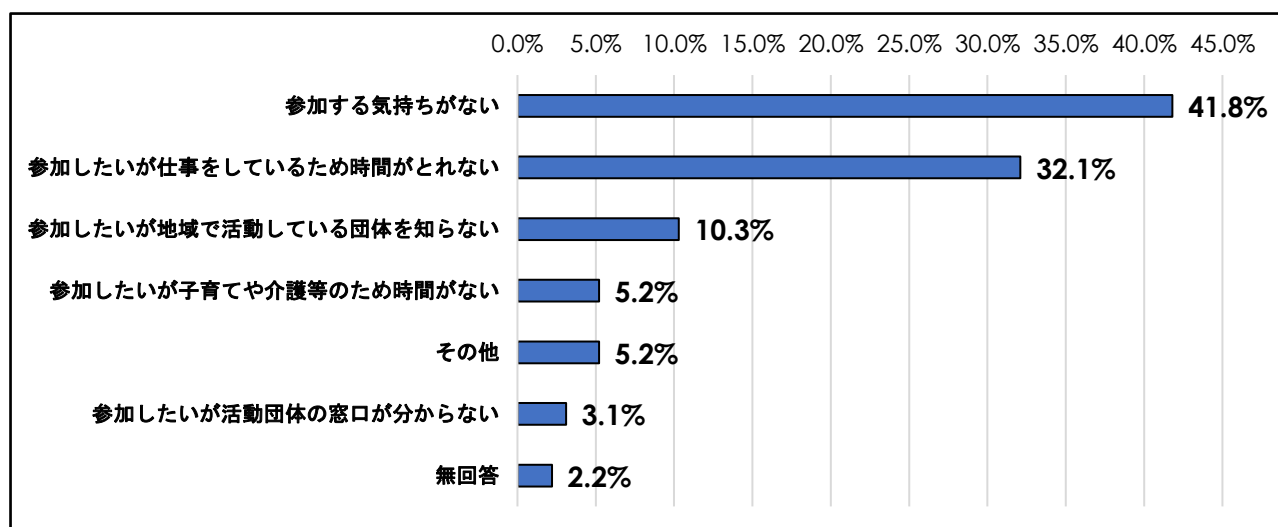
参加経験がある人の多くは、町内会や学校・PTAを通じた活動に参加しています。



(才) 地域の防犯活動に参加していない理由

(工) の質問で、地域の防犯活動に「参加していない（または参加したことがない）」と回答した方のうち、4割の方が「参加する気持ちはない」（41.8%）と回答する一方、半数以上の方が「団体での活動に参加したいが（阻害要因のため）参加できない」と回答しており、前回調査と同水準の結果となりました。

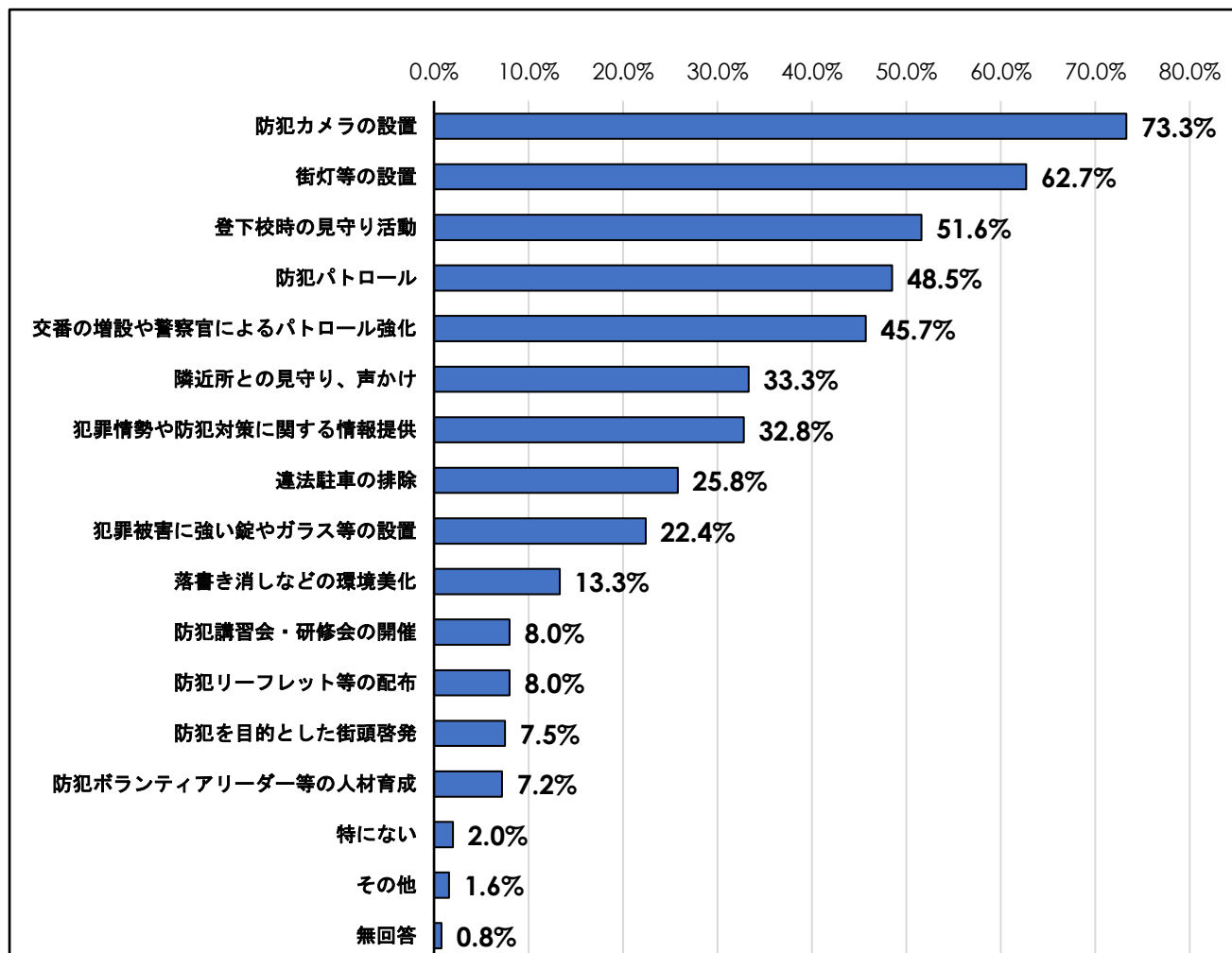
参加できない理由について、最も多かったのが、「仕事をしているため時間がとれない」（32.1%）で、次いで「地域で活動している団体を知らない」（10.3%）、「子育てや介護のため時間がない」（5.2%）「活動団体の窓口が分からない」（3.1%）の順となっており、いずれも前回調査と同水準の結果となっています。



(カ) 犯罪防止に必要な活動（複数回答）

犯罪防止に必要な活動として、「防犯カメラの設置」（73.3%）、「街路灯等の設置」（62.7%）と回答された方がそれぞれ前回調査と同様に6割を超える結果となりました。

このような中で、「登下校時の児童の見守り活動」（51.6%）と回答した方は前回調査よりも5.4ポイント増加する一方、「犯罪情勢や防犯対策に関する情報提供」と回答した方は前回調査より5.0%減少する結果となりました。



(2) 令和7年度警察活動等に関する道民の意識調査結果の概要（道警察において実施）

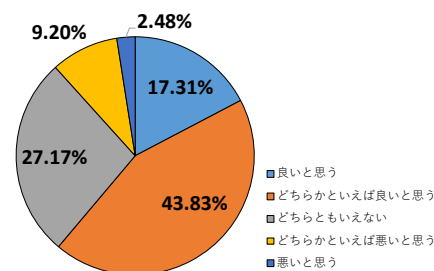
ア 調査の方法

- 調査対象 北海道に居住する運転免許更新者（19～69歳）
- 調査対象者 2,058人（配付数）
- 有効回収者（率） 1,369人（66.52%）
- 調査期間 令和7年11月中
- 抽出方法 北海道内の運転免許試験場の免許更新者から無作為に抽出

イ 調査結果

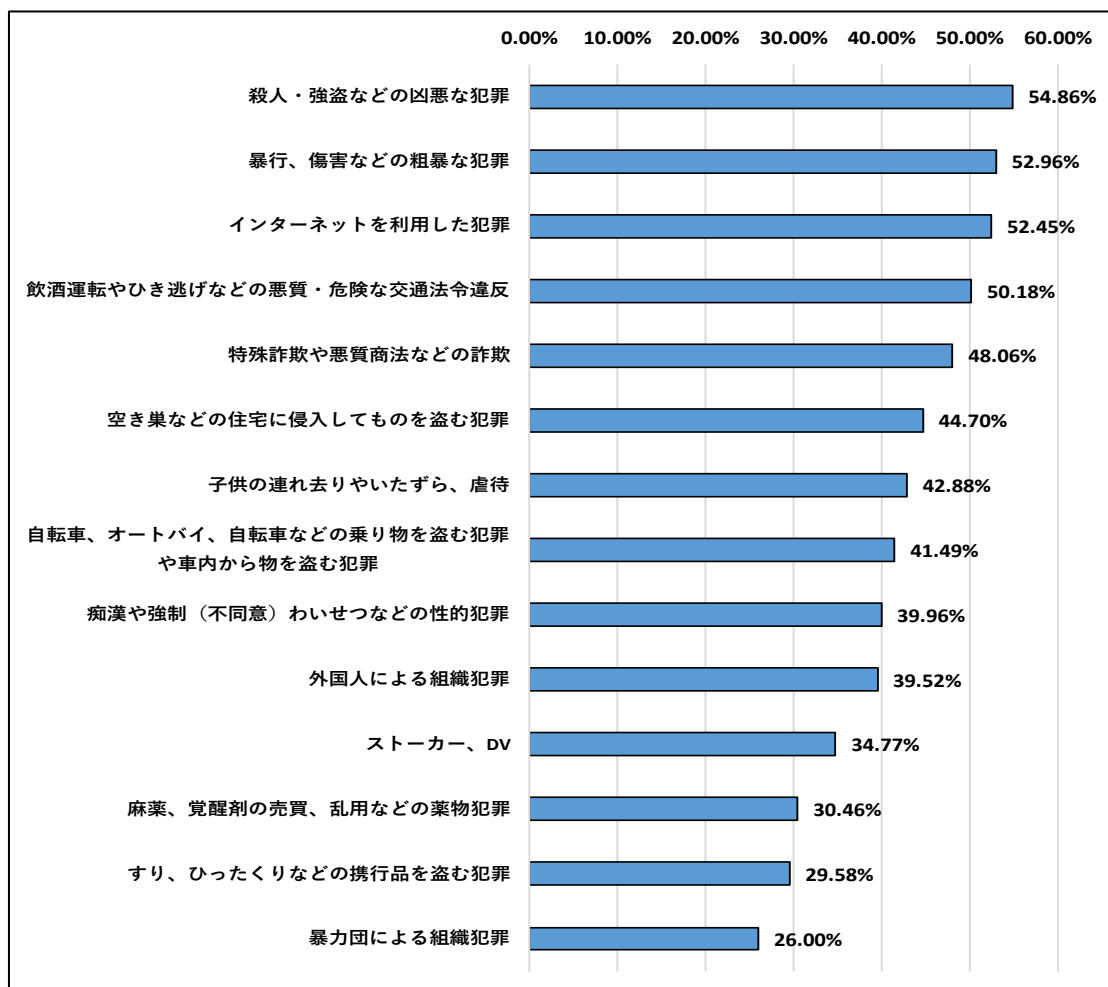
○ 北海道の治安について

「良いと思う」または「どちらかといえば良いと思う」が61.14%、「悪いと思う」または「どちらかといえば悪いと思う」が11.68%、「どちらともいえない」が27.17%となっています。



○ 不安に感じる犯罪や特に力を入れて取り締まってほしい犯罪

「不安に感じるまたは取り締まってほしい犯罪」に関する設問について、交通法令違反を除くと、「殺人・強盗などの凶悪な犯罪」（54.86%）が最も多く、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」（52.96%）、「インターネットを利用した犯罪」（52.45%）、「特殊詐欺や悪質商法などの詐欺」（48.06%）と続いています。

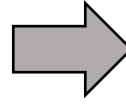


4 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の構成

(1) 基本理念と責務

◎基本理念 (条例第3条)

- 自らの安全は自らが創造していくという意識を基本に、道、市町村、道民等の適切な役割分担により推進する
- 犯罪の実態を考慮し効果的に推進する
- 本道を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進する
- 関連するあらゆる分野における取組と連携して推進する



犯罪のない安全で安心して
暮らせる地域社会の実現

◎道の責務(条例第4条)

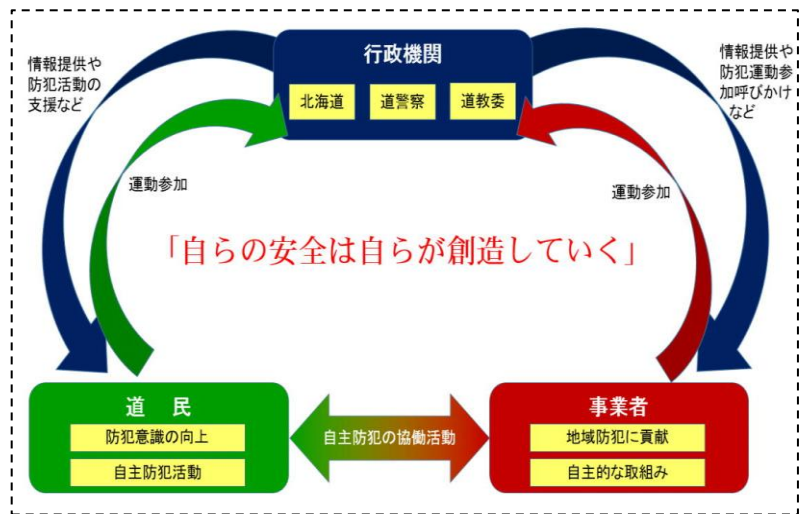
- 安全で安心な地域づくりに関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施
- 国、市町村との緊密な連携調整

◎道民の責務 (条例第5条)

- 日常生活の安全確保と安全で安心な地域づくりの推進
- 道が実施する施策への協力

◎事業者の責務(条例第6条)

- 事業活動の安全確保と安全で安心な地域づくりへの協力
- 道が実施する施策への協力



(2) 推進体制の整備 (条例第7条)

道、道警察、道教委などの行政機関のほか、市町村の代表や全道組織の関係団体等（防犯団体、町内会、学校長会、PTA 団体、商工会議所、警備業協会、建設業協会等）で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」を平成 17 年 7 月に設置し、現在、70 の機関・団体が加盟しています。

(3) 基本的施策 (条例第9条～27条)

広報及び啓発	普及啓発資材の作成配布、ホームページ、新聞、広報紙等による広報
自主防犯活動の促進	実践型防犯教室、防犯ボランティアリーダー養成講座、合同パトロール、防犯診断、防犯訓練等の実施、防犯活動資機材の貸与等
情報の提供	ホームページ、X (旧ツイッター)、ほくとくん防犯メール及びほくとポリスなどによる情報発信、地域安全ニュースの発行、犯罪発生マップの掲載等
市町村に対する支援	防犯活動推進地区の指定、犯罪情報の提供、防犯活動事例の紹介等
児童等の安全の確保	学校・通学路等における指針の策定、普及啓発、教員等対象の学校安全研究協議会、児童への副読本の作成配布等
生活環境の整備	道路・公園等の防犯上の指針の策定、普及啓発、防犯モデルマンションの認証、防犯上の指針に基づく道路修繕、道営住宅の改善措置
表彰	安全で安心な地域づくり活動に顕著な功績があった個人・団体に対する表彰

5 取組重点

近年の社会情勢や犯罪発生実態等を踏まえ、犯罪のない安全で安心な地域を実現するため、次のとおり取組重点を定めます。

(1) 犯罪の起きにくい社会づくり

- ア 「安全・安心どさんご運動」の普及促進
- イ 防犯ボランティア活動の活性化
 - (ア) 既存団体の更なる活動活性化と現役世代の参加促進
 - (イ) 学生ボランティアの育成
- ウ 地域安全情報の発信

(2) 道民が不安を感じる犯罪等の被害防止

- ア 子供・女性対象犯罪
- イ 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺
- ウ サイバー犯罪
- エ 犯罪実行者募集情報（闇バイト情報）対策

(1) 犯罪の起きにくい社会づくり

ア 「安全・安心どさんご運動」の普及促進

平成20年に全道推進会議で採択された「安全・安心どさんご運動」は、「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」、「子どもの安全を見守る運動」が重点取組となっており、今年で運動開始から19年目を迎えます。

道内各地で、事業所に貼られたポスターや車両に貼られたステッカー等を見かける機会が多くなり、安全・安心の輪が着実に広がりを見せています。

より多くの道民の方々が「安全・安心どさんご運動」に参加していただけるよう、引き続き普及促進に努めます。

『安全・安心どさんご運動』の重点取組

あいさつ・みまもり・たすけあい運動

いつでも、どこでも、誰にでもできる「あいさつ・みまもり・たすけあい」を通じ、人や地域、社会の絆を強め、希薄化しているコミュニティ機能の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指します。

子どもの安全を見守る運動

子どもを見守り、注意喚起を促すとともに、危険な状況にある場面を見かけた際は保護し、警察に通報するなどして、子どもの安全を守ります。



ポスター



ステッカー

具体的な取組

- ① ポスター、ステッカー等を活用した広報・啓発の実施
- ② 他分野における各種取組等との連動
- ③ 事業者による社会貢献活動等との連動



参加企業による運動の実践



参加団体主催行事での啓発活動

「安全・安心どさんご運動」は、人や地域の絆を強め、地域コミュニティ機能を向上させていくことにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指す道民運動です。

運動の推進により、地域から「無関心」や「無責任」をなくし、地域で何かが起きているのかをしっかりと見極め、危険に遭っている人を見つけたときは関係機関に通報して助け合うなど、犯罪に強い地域をつくりましょう。

〔 気づきポイント (例) 〕

配偶者暴力

- 身体に不自然な傷が多い
- 口論が絶えない
- 友達や両親とのつきあいをしなくなる
- 生活費を渡してもらえず困窮している
- 携帯電話をチェックされている
- パートナーの機嫌が悪くならないようにいつも神経を張り詰めて生活している など

児童虐待

- 子供の泣き声や助けを求める声、または保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- 保護者を怖がったり、顔色をうかがう
- 身体に不自然な傷が多い
- 身体や着衣が汚れている
- 異常な食欲がある ●学校等の欠席が多い
- 夜遅くまで遊び、家に帰らたがらない など

いじめ

- 急に落ち着きなくなる
- 学校のことを話さなくなる
- 擦り傷、あざをつくって帰る
- いじめの被害等を話題にする
- 閉じこもりがちになる
- かたくなな感じになる
- 友人を避けるようになる
- 明るさが次第になくなる
- 欠点を強く気にする など

ストーカー

- つきまとい、待ち伏せ等がうかがわれる行為
- 罵声・怒鳴り声、クラクションが聞こえる
- 無言電話や連続した電話、メール等を受けている
- 誹謗中傷ビラが貼付、散布されている など

子供への声掛け等

- 大声をあげたり、防犯ブザーを鳴らしている
- 車に乗せられ(乗り込み) そうになっている
- 見慣れない大人に話しかけられたり、一緒に歩いている など

高齢者虐待

- 身体や着衣が汚れている
- 身体に不自然な傷が多い
- やせ細っている
- 住居が極めて非衛生的で、悪臭がしたりする
- 急におびえたり、怖がったりする など

孤立死

- 新聞受け等に郵便物等が溜まっている
- カーテンが閉めた(開けた)ままになっている
- 室内電灯が点けた(消えた)ままになっている
- 最近見かけない ●異臭がする など

※気づきポイントを参考に、異変に気づいたときは関係機関に通報してください。また、緊急時は、迷わず110番通報をしてください。

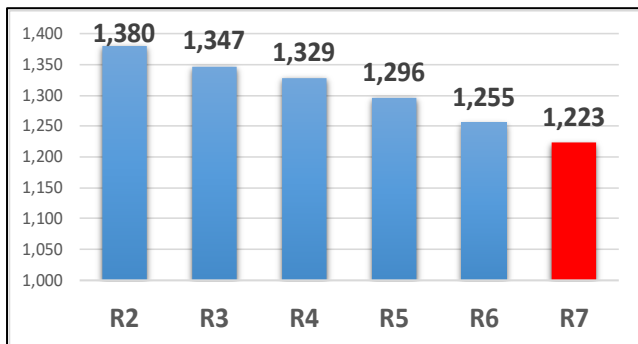
イ 防犯ボランティア活動の活性化

(ア) 既存団体の更なる活動活性化と現役世代の参加促進

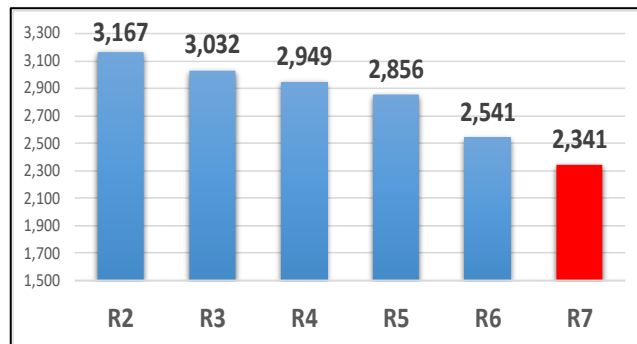
令和7年末における防犯ボランティア団体数は1,223団体、青色回転灯等装備車数は2,341台で、いずれも年々減少しています。

参加者不足や構成員の固定化、高齢化に伴う団体の統廃合等が主な原因となっており、団体が活動を継続、活性化しやすいように環境を整備することや、参加意欲のある現役世代などの新たな担い手の育成を図ることが重要です。

防犯ボランティア団体数の推移



青色回転灯等装備車の台数の推移



※防犯ボランティア団体数は、構成員が5名以上で月1回以上の活動がある団体を集計

※団体数、青色回転灯等装備車の台数は道警察の統計による

具体的な取組

- ① 防犯パトロール用品の無償貸与（警察庁事業）
- ② 防犯ボランティア活動に関する事例紹介や情報提供
- ③ 防犯ボランティア活動に対する表彰の実施
- ④ 合同パトロール等を通じたノウハウの伝授
- ⑤ 関係者間の協働による講習会の開催



令和7年度 犯罪のない安全で安心な地域づくり賞表彰



警察との合同パトロール

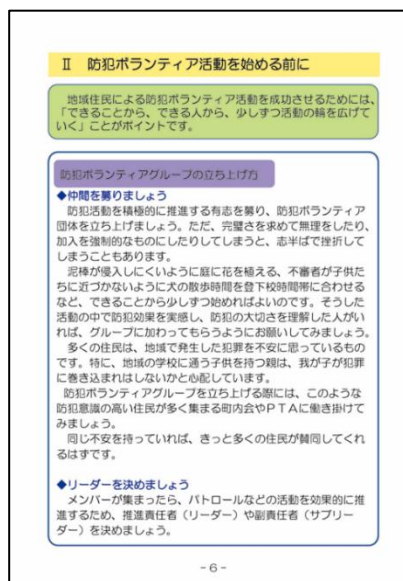
【トピックス1】

■ 防犯ボランティア活動ハンドブックの活用促進

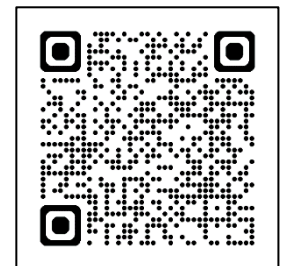
道内の各地域では、多くの防犯ボランティア団体により地域の見守り活動や青色防犯灯装備車によるパトロール活動などが活発に行われている一方で、「活動してみたいが、始め方が分からない」「安全面が心配」「準備が大変ではないか」などといった声も耳にします。

推進会議では、自分の地域を安全で安心なまちにしたいという意欲を持った方々に、防犯ボランティア団体の設立や持続した活動の方法などのノウハウを提供するとともに、地域の皆様が安心して安全に暮らすことが出来る環境をつくるため、毎年度、ハンドブックを作成し、道内の自治体やボランティア団体に配布しています。

道警察のホームページにも掲載していますので、ダウンロードするなどして、ぜひご活用ください。



【道警察HP】



<ハンドブックの主な内容>

- 防犯ボランティアグループの立ち上げ方、活動内容の決め方など
- 防犯パトロールの方法、着眼点、注意事項など
- 活動が低調になる原因と長続きの秘訣、トラブル防止など

(イ) 学生ボランティアの育成

安全で安心な地域づくりの新たな担い手の育成を図るため、学生を始めとした若い世代のボランティアに対し、関係機関・団体や企業等と連携しながら必要な支援を行い、防犯ボランティア活動等への参加促進と活動に取り組みやすい環境の整備を図ります。

■ Jumpers（北海道警察学生ボランティア）の設立（平成30年4月）

次世代を担う学生ボランティアの確保と活動の活性化を図るため、これまで道警察が所管していた複数のボランティア組織を統合し、個々に行われていた活動や登録手続等を集約してボランティア活動を支援しています。

活動は、防犯ボランティア、少年警察ボランティア、サイバー防犯ボランティアを行っています。

具体的な取組

- ① Jumpers（北海道警察学生ボランティア）への参加促進
- ② 防犯ボランティア活動等に関する情報の提供と支援
- ③ 各種会議、イベント等における活動発表機会の提供



警察とJumpers（北海道警察学生ボランティア）との合同啓発

ウ 地域安全情報の発信

犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進していくためには、行政と道民等が犯罪情勢を正しく認識し、情報を共有して一体となって取り組むことが重要です。

地域安全情報を活用し、地域で発生した事件や不審者情報等を把握し、家族や地域住民で共有することにより、より効果的に防犯対策に取り組むことが可能となります。

防犯ボランティア団体等においても、これらの情報を利用して、地域住民への防犯講話、防犯パトロール経路の選定等に役立てることができます。

具体的な取組

- ① 道の公式「ホームページ」・「X（旧ツイッター）」
- ② 道警察の公式「ホームページ」・「犯罪発生マップ」・「防犯アプリ『ほくとポリス』」・「X（旧ツイッター）」・「Yahoo!防災速報『防犯情報』」・「ほくとくん防犯メール」の活用
- ③ 「地域安全ニュース」、「交番・駐在所広報誌」等の発行
- ④ 多様なメディアやネットワークの活用

【北海道の防犯情報】

道では、ホームページや北海道公式X（旧ツイッター）で、子供や女性を対象とした犯罪や特殊詐欺の被害防止、自主防犯意識の醸成に関する情報などを発信しています。

●ホームページ（くらし安全局地域安全課）

犯罪被害の未然防止や自主防犯意識の醸成に関する情報のほか、安全で安心な地域づくりに向けた各種施策の情報を掲載しています。

また、道が作成した啓発資材も公開していますので、ダウンロードするなどして、ご活用ください。

地域安全課HP



【北海道警察の防犯情報】

道警察では、スマホアプリやX（旧ツイッター）、電子メールなどで、子供や女性に対する声掛け事案、車上ねらいや特殊詐欺など連続的な発生が予想される事件、凶悪犯人の逃走事案、防犯対策等の情報をタイムリーに発信しています。

●防犯アプリ「ほくとポリス」

地図情報と連動した特殊詐欺や子供や女性を対象とする犯罪など社会的関心が高い犯罪の発生状況のほか、被害防止策に関する情報、防犯機能等を提供することにより利用者の自主防犯意識を高め、犯罪被害の未然防止を図ることを目的としています。



【登録方法】～ほくとポリス（無料）
アプリをダウンロードすることで利用できます。

App Store

Google Play



●X（旧ツイッター）

緊急性が高い情報がタイムリーに発信されます。
画像や動画付きの情報も得られます。
全道の情報を知りたい人に最適です。

【登録方法】～北海道警察公式X（旧 Twitter）
自分のアカウントを作成して、「北海道警察防犯情報発信室」を検索し、フォローすると自分のトップページに表示できます。
また、「北海道警察ホームページ」のトップページからも閲覧できます。



●Yahoo!防災速報

緊急性が高い情報がタイムリーに発信されます。
情報が知りたい地域を3か所まで選択することができ、スマートフォンの位置情報機能を連動させると、現在地の情報も受信することができます。
発生場所付近の状況を知りたい人に最適です。

【登録方法】～Yahoo!防災速報
ヤフー株式会社が提供しているスマートフォン用無料アプリ「Yahoo!防災速報」をダウンロードすることで利用できます。



●ほくとくん防犯メール

登録いただくことで、警察署ごとの情報を知ることができます。

「被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」を発信しており、地域の詳しい情報を知りたい人に最適です。

【登録方法】～ほくとくん防犯メール
「北海道警察ホームページ」TOPページにある「ほくとくん防犯メール」から登録ページにアクセスします。



(2) 道民が不安を感じる犯罪等の被害防止

ア 子供・女性対象犯罪

令和7年中の子供被害犯罪（16歳未満の者の生命または身体を害する犯罪）は501件で、前年に比べ+5件、女性被害犯罪（16歳以上の女性に対する性的犯罪）は277件で、前年に比べ+27件と、それぞれ増加しています。

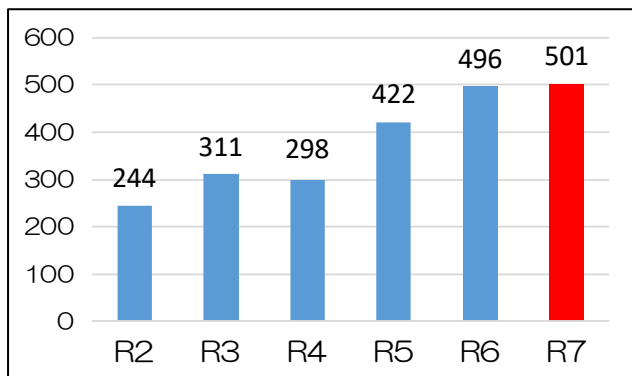
被害を防止するためには、声掛けやつきまとい等の前兆事案の段階から警戒することが大切であり、対処要領を学んだり、実践的な訓練を推進するなど危険予測・回避能力を身につけるとともに被害に遭った場合には速やかに警察に通報することが重要です。

※令和5年7月の刑法一部改正を受けて、子供の対象年齢を「13歳未満から16歳未満」に、女性を「13歳以上から16歳以上」に、それぞれ被害者の定義を変更しています。

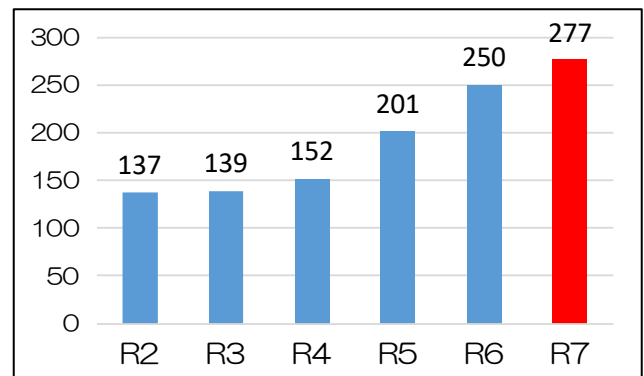
子供・女性対象犯罪の認知件数の推移

(R2からR7までの各年12月末) ※道警察の統計による

【子供被害】



【女性被害】



※子供被害犯罪

16歳未満の者に対する殺人、強盗、不同意性交等、暴行・傷害、脅迫、恐喝、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買

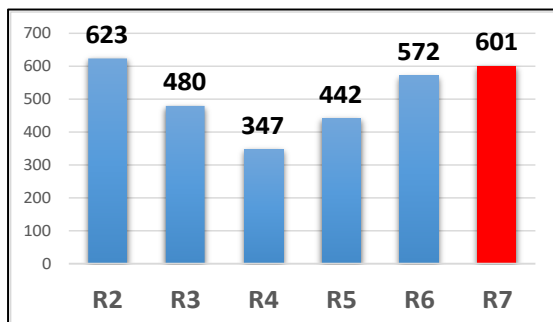
※女性被害犯罪

16歳以上の女性に対する不同意性交等、不同意わいせつ

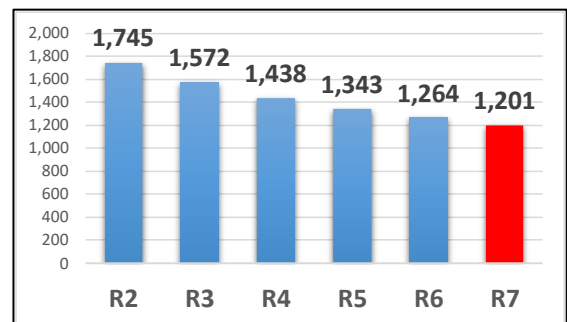
子供・女性に対する前兆事案の認知件数の推移

(R2からR7までの各年12月末) ※道警察の統計による

【子供対象】



【女性対象】



【前兆事案とは】

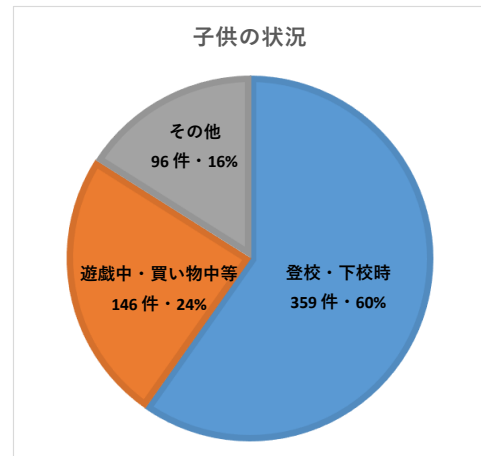
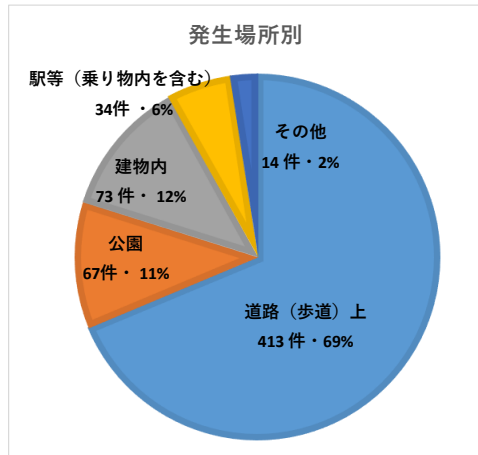
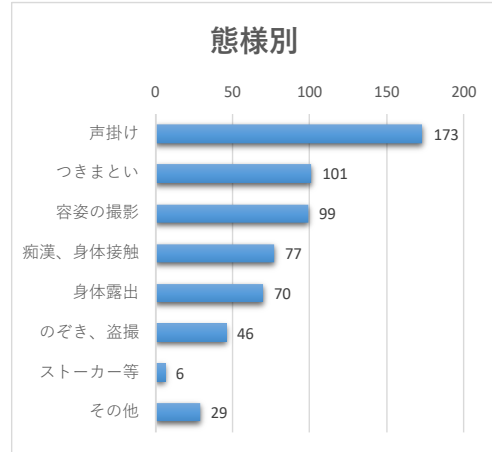
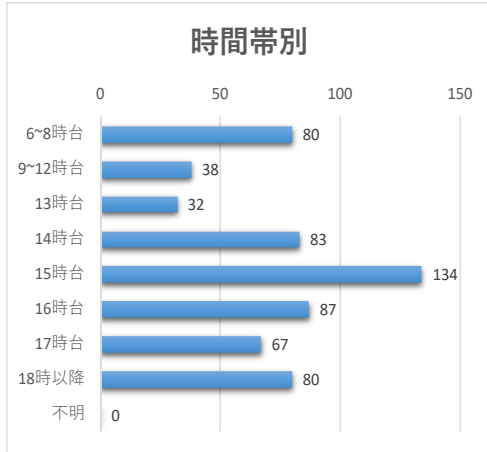
子供と女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる次の行為

- 声掛け…「飴あげる」「車に乗らないかい」などの、犯罪に至らない声掛け行為
- つきまとい…被害者の後をついていくなどのつきまとい行為や進路に立ちふさがり行為
- 痴漢・身体への接触…直接又は衣服の上から身体に触れる行為（不同意わいせつに至らない行為）
- のぞき・盗撮…他人の居室、浴室、トイレ等の場所や、他人の衣服で覆われている下着等をのぞいたり、盗撮する行為
- 身体露出（公然わいせつ）…下半身等の身体の一部又は全部を露出する行為
- 容姿の撮影…携帯電話、デジタルカメラ等を使用し、無承諾で他人の容姿を撮影する行為
- ストーカー等（認知時に行為者が不詳なもの）…待ち伏せ、押し掛け、無言電話などのつきまとい等やストーカー行為
- その他…上記以外の行為で、粗野又は乱暴な言動、卑わいな言動、被害者に不安を抱かせる行為

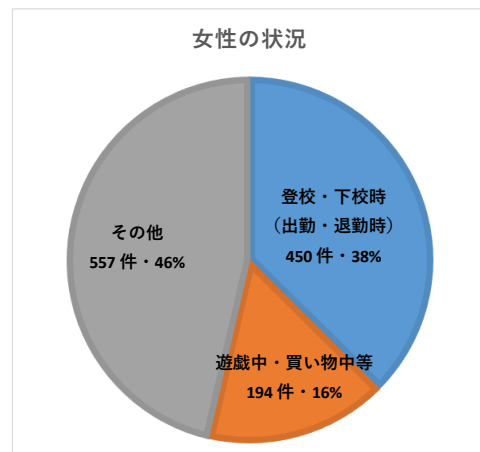
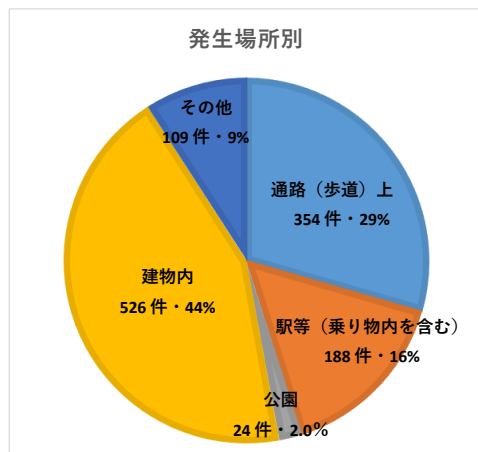
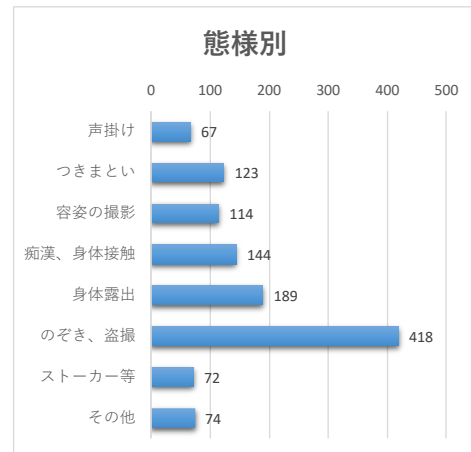
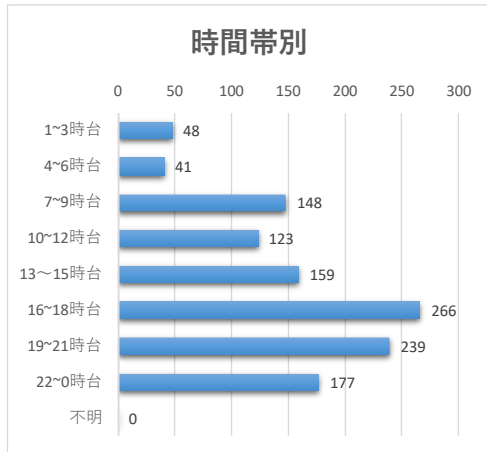
子供…16歳未満の男女
女性…16歳以上の女性

子供・女性に対する前兆事案の傾向 (R7) ※道警察の統計による

【子供対象】



【女性対象】



具体的な取組

- ① 危険予測・回避能力を身につけるための安全指導と広報・啓発の実施
- ② 防犯ブザー・防犯ホイッスルの携行や適切な活用に関する広報・啓発の実施
- ③ 性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会全体への啓発の実施
- ④ 犯罪・前兆事案の発生状況や被害防止対策に関する情報発信と注意喚起
- ⑤ 関係機関・団体によるパトロール活動等防犯活動の促進
- ⑥ 「子どもの安全を見守る運動」の推進
- ⑦ 登下校時における児童等の安全を確保するための安全管理の徹底

【トピックス2】

■ 性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会全体への啓発の実施

痴漢や盗撮などの性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けて、誰もが、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

推進会議では、令和5年3月に国が策定した「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」などを踏まえながら、関係機関・団体と連携し、痴漢対策等のための防犯アプリの普及、駅や商業施設でのポスター掲示等により、相談窓口の周知や社会全体で『痴漢や盗撮は重大な犯罪』、『被害者は一切悪くない』『他人事ではない』などの理解を広げていくための効果的な啓発を実施し、性犯罪・性暴力被害の防止に向けた取組を推進します。

<主な取組>

○交通事業者との協働による痴漢・盗撮撲滅キャンペーンなどの実施



大学入学共通テスト前（1月）



新入学時期（4月）



撲滅キャンペーン（7月）

性犯罪・性暴力被害者への支援について

道では、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に向け、「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に沿って、相談対応や情報提供の推進、医療機関における対応体制の整備、医療費の負担軽減に取り組んでいます。

痴漢撃退ツールについて

防犯アプリ「ほくとポリス」には、痴漢撃退・防犯ブザー機能等が搭載されています。

【登録方法】～ほくとポリス（無料）
アプリをダウンロードすることで利用できます。



イ 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺

令和7年中の特殊詐欺の手口は、官公庁職員などを騙った「オレオレ詐欺」（特に警察官を騙った「ニセ警察」）や「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」が多く、65歳以上の高齢者の方々だけではなく、若い世代にも被害が広がっており、認知件数は442件で前年比+245件、被害額は約27億6,200万円で前年比+約20億円とそれぞれ大きく増加し、過去最悪となっています。

また、SNS等を通じて、投資名目や恋愛感情等を抱かせて金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が約23億6,800万円と、前年から引き続き多発しています。

被害を防止するためには、SNSやメールをはじめとしたインターネットや電話などで知り合った相手からお金の話が出た際は、詐欺を疑い、お金を振り込む前に必ず家族や警察（#9110）に相談することが重要です。

◎特殊詐欺とは

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る犯罪の総称です。

【主な特殊詐欺の手口（令和2年1月1日に特殊詐欺の類型を変更）】

- オレオレ詐欺 ～ 親族、警察官、弁護士等を装って、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）手口
- 預貯金詐欺 ～ 親族、警察官、銀行協会職員等を装って、あなたの口座が犯罪に利用されており、「キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）手口
- 還付料金請求詐欺 ～ 未払いの料金があるなど架空の事実を口実として、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口
- 還付金詐欺 ～ 税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座へ送金させる手口
- その他の特殊詐欺 ～ 上記の類型に該当しない特殊詐欺のことであり、副業をするための登録料名目で金銭等をだまし取るものなどが該当する
- キャッシュカード詐欺盗 ～ 警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけて、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目で、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどして、キャッシュカード等を盗み取る手口

◎SNS型投資詐欺とは

SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺

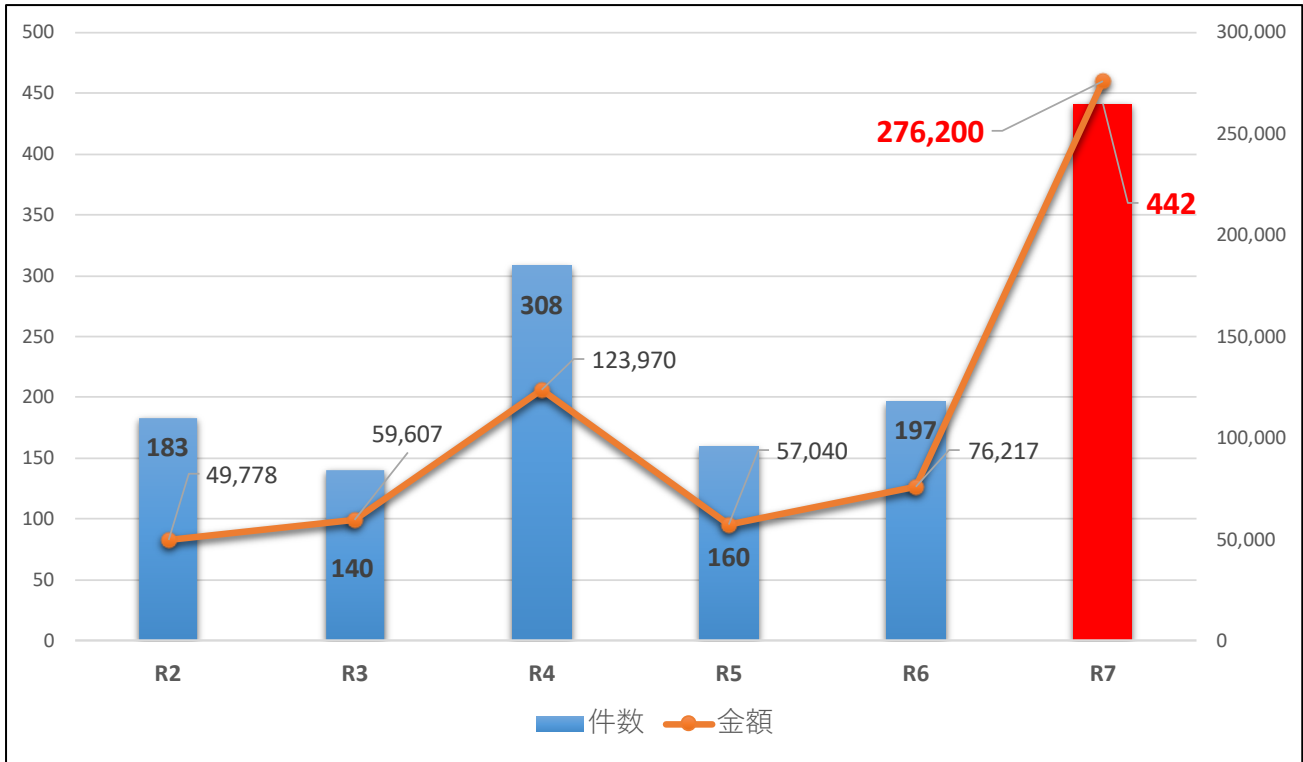
◎SNS型ロマンス詐欺とは

SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺

特殊詐欺の認知件数と被害金額の推移

(R2からR7の各年12月末) ※道警察の統計による (R7は暫定値)

単位：万円

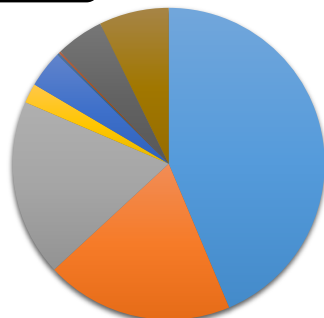


認知件数と被害金額の内訳 (令和7年) ※暫定値 (道警察の統計による)

手口名	件数	金額(円)
オレオレ詐欺	193	2,367,472,647
預貯金詐欺	86	109,139,000
架空料金請求詐欺	81	131,971,379
融資保証金詐欺	9	2,901,724
還付金詐欺	17	27,419,320
金融商品詐欺	0	0
交際あっせん詐欺	1	12,196,681
ギャンブル詐欺	1	7,129,000
その他の特殊詐欺	22	61,838,167
キャッシュカード詐欺盗	32	41,933,000

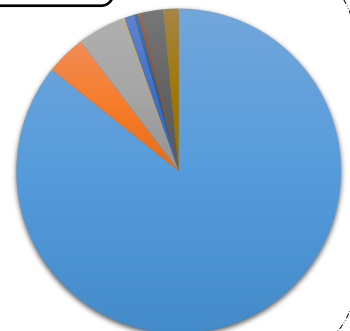
認知件数

- オレオレ詐欺 (43.7%)
- 預貯金詐欺 (19.5%)
- 架空料金請求詐欺 (18.3%)
- 融資保証金詐欺 (2.0%)
- 還付金詐欺 (3.8%)
- 金融商品詐欺 (0.0%)
- 交際あっせん詐欺 (0.2%)
- ギャンブル詐欺 (0.2%)
- その他の特殊詐欺 (5.0%)
- キャッシュカード詐欺盗 (7.2%)



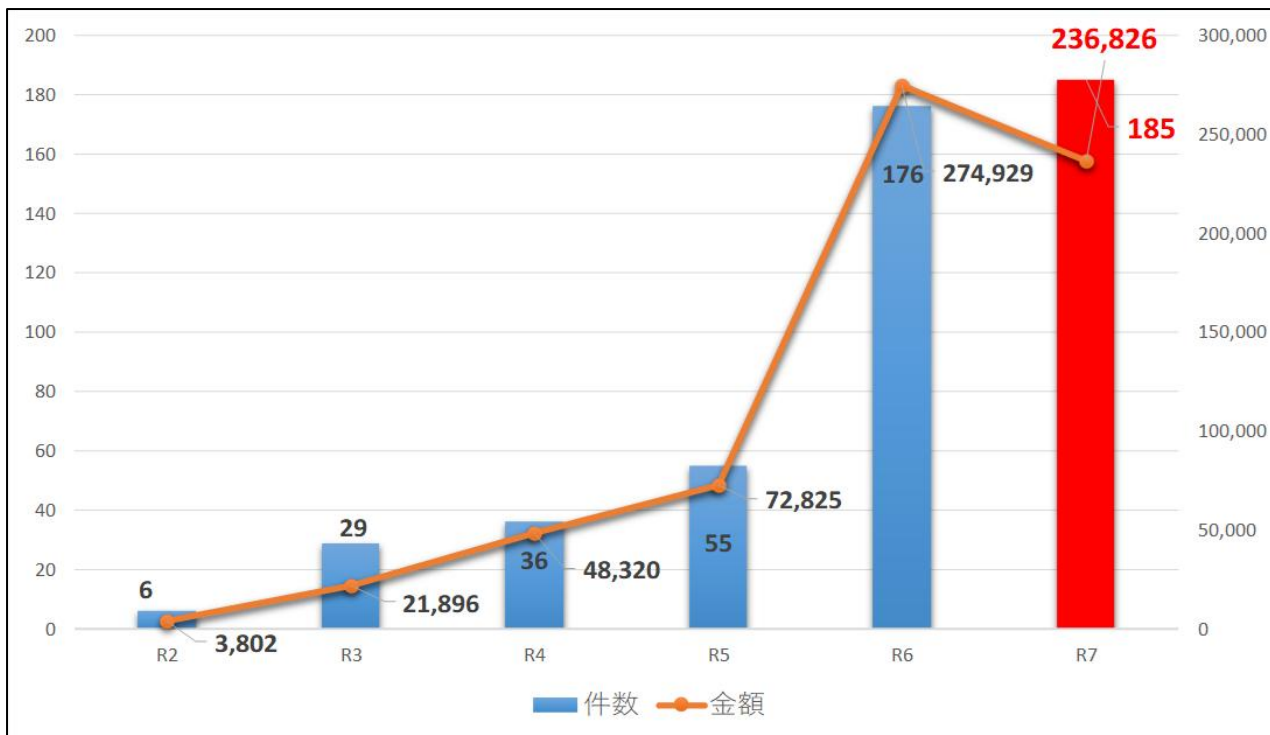
被害金額

- オレオレ詐欺 (85.7%)
- 預貯金詐欺 (4.0%)
- 架空料金請求詐欺 (4.8%)
- 融資保証金詐欺 (0.1%)
- 還付金詐欺 (1.0%)
- 金融商品詐欺 (0.0%)
- 交際あっせん詐欺 (0.4%)
- ギャンブル詐欺 (0.3%)
- その他の特殊詐欺 (2.2%)
- キャッシュカード詐欺盗 (1.5%)



SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数と被害金額の推移
 (R2からR7の各年12月末) ※道警察の統計による (R7は暫定値)

単位：万円



種別ごとの認知件数と被害金額の内訳 (令和7年) ※暫定値 (道警察の統計による)

種別	件数	被害額(円)
SNS型投資詐欺	104	1,305,015,396
SNS型ロマンス詐欺	81	1,063,244,948
合計	185	2,368,260,344

具体的な取組

- ① 関係機関・団体や事業者等と連携した取組の推進
- ② 留守番電話機の活用や迷惑電話防止機能を有する機器の導入等の働き掛け
- ③ 高齢者が集う場所などにおける体験型の啓発や、子・孫世代への働き掛けなど、高齢者に届きやすい広報・注意喚起
- ④ 様々に変化する手口について、各種ネットワーク等を活用した適時適切な情報発信と多様なメディアを活用した幅広い世代に届く注意喚起
- ⑤ 人・地域・社会の絆を深め、地域コミュニティの力を高める「安全・安心どさんこ運動」と連動させた取組の推進

【トピックス3】

■ 民間企業等と連携した効果的な注意喚起の実施

金融機関等と連携したモニターを活用した注意喚起や、詐欺被害が疑われる方への声掛けの強化に向けた取組、合同での街頭啓発活動などを推進します。



金融機関での声掛け訓練



ショッピングセンター内ATMでの声掛け訓練



郵便局での声掛け訓練



コンビニATMでの声掛け訓練



■ 「幅広い年代」に対する広報等の推進

様々に変化する犯罪の手口や被害防止のポイントなどをSNSや詐欺電話体験会などを通じて情報発信するとともに、高齢者はもとより、若年層に向けた取組を推進します。



詐欺電話体験会



詐欺電話体験会個別ブース



セミナーの実施



子どもや若者が多く集まるイベント会場における啓発

ウ サイバー犯罪

サイバー犯罪とは、不正アクセスやウイルス感染による情報流出事件をはじめ、フィッシング、サポート詐欺、オンラインショッピング詐欺のほか、児童等がSNSを通じて被害に遭う性犯罪等が該当します。

昨年度警察が実施した道民の意識調査では、「不安に感じる犯罪や特に力を入れて取り締まってほしい犯罪」について、半数以上の方が「インターネットを利用した犯罪」と回答していることから、警察による取締りだけではなく、最新のサイバー脅威に関する情報発信と注意喚起など道民への幅広い周知を行い、一人ひとりが被害を予防するための対策を行う必要があります。

具体的な取組

- ① インターネットの安全利用に関する広報・啓発の実施
- ② 最新のサイバー脅威に関する情報発信と注意喚起



学校や企業での講話



街頭啓発



注意喚起パネル

道内のサイバーセキュリティネットワークのご紹介

●HAISL（ハイスル）

北海道地域情報セキュリティ連絡会の通称で産業界、学術機関、官公庁等の各業界と情報共有を図り、互いに協力して道内におけるサイバーセキュリティに関する意識向上に向けた取組を推進。

●北海道中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク

道内の中小企業に対し、サイバーセキュリティに関する意識向上に向けた情報提供を行い、サイバー空間における安心・安全な事業活動を支援するために、設立されたネットワーク。

(参考)

●サイバーセキュリティひろば（道警察サイバーセキュリティ対策本部）

道警察のホームページ内「サイバーセキュリティひろば」で、最新の防犯情報や取組紹介のほか、サイバーセキュリティ講話の申し込みも受け付けております。

※右の二次元コードから入れます。



エ 犯罪実行者募集情報（闇バイト情報）対策

近年、SNSなどを通じて犯罪の実行者を募集するいわゆる闇バイトに安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが全国的に社会問題となっており、こうした犯罪に加担させないためには、令和7年4月に国が策定した「国民を詐欺から守る総合対策2.0」などを踏まえながら、関係機関・団体が一体となって実効ある対策を講じていくことが重要です。

道警察では、X（旧ツイッター）上で犯罪実行者を募集する投稿に対し、リポスト機能を活用して警告しているほか、犯罪実行者募集情報を違法情報としてサイト管理者等へ削除依頼を行っています。

<警告対象>

特殊詐欺のほか、殺人、強盗、窃盗、傷害、暴行等SNSで実行犯を募集する手口による犯罪の犯行を助長するおそれのある投稿

具体的な取組

- ① 幅広い年齢層を対象とした多様なメディアによる闇バイトの危険性の注意喚起
- ② 若者に届きやすい機会を活用した広報・啓発の推進
- ③ 関係機関や事業者等と連携した効果的な取組の推進

【トピックス4】

■ 若者等をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策

推進会議では、闇バイト対策を喫緊の課題と捉え、地域の出先機関を含め道、道警察及び道教育委員会と連携した取組を進めています。

著名人や専門学校などに御協力をいただき、注意喚起動画などを作成しておりますので、広報啓発の場でご活用ください。

家族や知人、友人が困っていることを見聞きされた場合は躊躇することなく、警察相談電話「#9110」や少年相談110番（0120-677-110）に連絡をお願いします。

<主な注意喚起動画>

○「犯罪に関わりそうになったら」



北海道くらしの安全チャンネル
(YouTube)



○「警告 闇バイトは犯罪です」



北海道警察公式チャンネル
(YouTube)



6 推進項目

- (1) 連携、協調等の促進
- (2) 道民等の防犯・規範意識の醸成
- (3) 道民等による自主的な防犯活動の推進
- (4) 学校・通学路等における児童等の安全確保
- (5) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

(1) 連携、協調等の促進（条例第7条）

犯罪のない安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、道や市町村、事業者、関係団体等が連携を図り、一体となって取り組んでいくことが重要です。全道レベル、地域レベルの二段階で多様な主体が意見を交換し、相互に協力できる推進体制を整備します。

○全道レベルの推進体制（北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議）

行政や事業者団体等で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」では、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する取組や犯罪情勢等について、意見交換、提案、情報提供を行い、また、道民運動として展開している「安全・安心どさんこ運動」を普及させるための広報啓発や運動への参加を呼び掛けています。

さらに、例年5月、10月に開催する「道民の集い」では、学識経験者による講演をはじめ、犯罪情勢に応じた防犯情報の発信、防犯ボランティア団体・個人への表彰など、安全で安心な地域づくりを推進する気運の醸成を図っています。

道警音楽隊による啓発



「安全・安心なまちづくり」
道民の集い（10月）

学識経験者による講演



北海道防犯設備協会 高橋 進氏
テーマ『住宅侵入犯罪に備えて』

防犯情報の発信



安全安心パネル展

表彰



犯罪のない安全で安心な地域づくり賞（4個人・団体受賞）

○地域レベルの推進体制

地域レベルの推進体制とは、地域の犯罪情勢や地域事情に応じて、市町村の生活安全条例等に基づき、地元自治体や所轄警察署、地域住民、防犯団体、事業者団体等を中心に構成し、地域住民の要望や意見の聴取、地域の実態に即した防犯活動や広報活動を行うなど、具体的で実効性のある防犯活動を推進するためのコーディネーター役を担う推進母体となるものです。

(2) 道民等の防犯・規範意識の醸成（条例第9条）

犯罪のない安全で安心な地域づくりにあたっては、条例の基本理念にある、「自らの安全は自らが創造していく」という自主防犯の意識や生活する上でのモラル・ルールを守る規範意識を育てることが重要です。

また、昨今では、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスの利用が普及する中で、SNS等の利用に起因して児童等が犯罪被害に遭うケースが後を絶たないほか、目先の利益を手に入れるため、若者等が闇バイトに安易に応募し、特殊詐欺などの犯罪に加担してしまうことが社会問題となっています。

道民等の防犯・規範意識を醸成し犯罪被害を防止するため、積極的な広報啓発活動を行います。

具体的な取組

- SNS、テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、街頭ビジョンなど、様々な媒体を活用した広報啓発
- 地域の絆、コミュニティを高める「安全・安心どさんこ運動」の普及啓発
- 地域安全運動の実施、新入学時期や夏休み時期などにおける啓発

目標（令和9年度末まで）

「安全・安心どさんこ運動」関連ポスター配付枚数

令和6年12月末

約15,900枚



令和7年12月末

約16,000枚



目標値

約16,500枚



「安全・安心」どさんこ運動 関連ポスター



運動参加団体での掲示状況

(3) 道民等による自主的な防犯活動の推進（条例第 10～13 条）

○道民等に対する支援

犯罪のない安全で安心な地域づくりを促進するため、道民、事業者、関係団体に必要な支援を行います。

具体的な取組

- 実践型防犯教室の開催
- 地域安全活動のリーダーの委嘱
- 地域安全マップの作成・助言
- 防犯ボランティアリーダー養成講座の開催
- 大学生等の若い世代や現役世代による自主防犯活動への参加促進を図るための支援
- 防犯関連行事への職員の派遣



実践型防犯教室の開催



防犯ボランティアリーダー養成講座

○情報の提供

犯罪のない安全で安心な地域づくりの基礎となる自主防犯の取組は、地域で起きている事件や事故の実態を知り、理解することから始まります。

発生実態に応じた地域ぐるみの取組や効果的な自主防犯を進めるためには、より詳細でタイムリーな情報が欠かせないことから、引き続き、道警察の防犯アプリ「ほくとポリス」のインストール数の拡大に努めます。

目標（令和8年度末まで）

「ほくとポリス」インストール数

※「ほくとくん防犯メール」、「道警察公式X」と連動。令和4年10月から運用開始

令和6年12月末

35,704 件



令和7年12月末

74,235 件



目標値

100,000 件

○自主防犯活動の活性化及び支援

防犯ボランティア団体に対する防犯研修会の開催や合同パトロール等を通じて、防犯に関するノウハウを提供するなど、防犯ボランティア活動の充実を図ります。

目標（令和8年度末まで）

防犯ボランティア団体の結成状況

令和6年12月末

143/179市町村



令和7年12月末

148/179市町村



目標値

全市町村



警察と防犯ボランティア団体との合同パトロール・啓発活動

○市町村に対する支援

地域の安全確保には、地域事情に精通し、住民に密着している市町村の果たす役割は極めて重要であるため、必要な支援を行います。

具体的な取組

- 防犯活動事例の紹介
- 市町村主催行事への講師の派遣、啓発資材の送付
- 防犯上の指針等に関する技術的指導、助言

○防犯活動推進地区に対する支援

防犯活動推進地区（モデル地区）を指定して、道、道警察、道教委が行う事業を重点的、優先的に支援することで、住民の防犯意識の高揚と犯罪の減少を目指し、また、その取組効果を広く周知することにより、他の地域にも波及させる取組を行います。

具体的な取組

- 実践型防犯教室の開催
- 防犯ボランティアリーダー養成講座の優先受講
- 地域安全マップの作成・指導
- 合同防犯パトロールの実施
- ネットワーク交流会の開催
- 防犯講習会、防犯訓練、防犯診断の実施や講師派遣
- スクールガード・リーダーの巡回指導経費の負担、研修会の開催

(4) 学校・通学路等における児童等の安全確保（条例第14～18条）

○学校における児童等の安全確保

学校は、児童、生徒等が一日の大半を過ごす生活の場であり、保護者とも離れていることから、学校の管理者等は、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針（学校等における児童等の安全の確保）」を踏まえ、その管理責任に基づき児童等の安全の確保に努めます。

具体的な取組

- 不審者侵入時や犯罪予告等に対する危機管理マニュアルの不断の見直しと校内協力体制の充実
- 登下校又は通所時以外の玄関の施錠等による不審者の侵入防止対策や緊急時に備えた体制の充実
- 防犯監視システム等の防犯設備の整備
- 不審者侵入時等における対応訓練、誘拐等の防止に関する安全指導等

○通学路等における児童等の安全確保

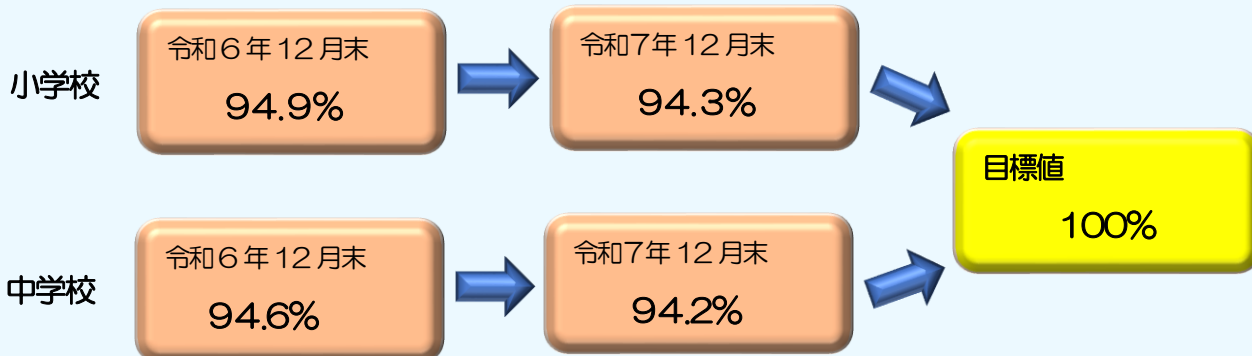
児童等が犯罪の被害に遭う事件の多くは、通学路や公園等でも起きていることから、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関、児童等が日常的に利用している道路、公園、広場等の施設管理者等の地域の関係者は、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針（通学路等における児童等の安全の確保）」を踏まえ、連携して児童等の安全確保に努めます。

具体的な取組

- 通学路等の安全点検の確実な実施
- 学校、保護者及び地域住民と連携した巡回パトロール等の安全確保のための活動の充実
- 通学路の安全マップの作成と安全指導への活用

目標（令和8年度末まで）

通学路の安全マップを学級活動等での指導の際に活用した小・中学校数の割合



○安全対策の推進体制の整備

学校・通学路等における児童等の安全の確保を推進するためには、学校関係者のみならず、地域の関係者との連携が必要であることから、学校の管理者等は、「地域の連携の場」をはじめとした地域との連携による推進体制を整備し、児童等の安全の確保に関する取組を円滑に行うよう努めます。

具体的な取組

- 学校、保護者、地域住民及び警察等の関係機関等と連携した取組や情報共有を図る体制の整備
- 学校安全教室・学校安全推進会議の開催

○安全教育等の充実

学校等は、児童等に安全を確保するために何が必要かを理解させ、犯罪被害に遭わないための知識を習得させるとともに、危険を予測し、回避できる能力の育成に努めます。

また、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営む資質・能力を育むことができるよう、情報モラルを含めた安全教育の充実に努めます。

具体的な取組

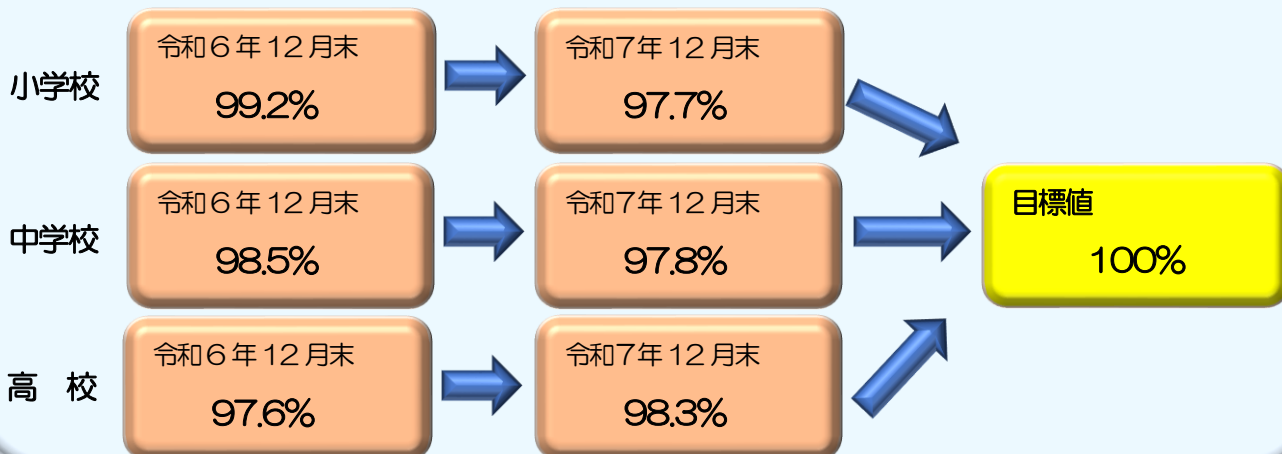
- 警察等の関係機関と連携した防犯教室や防犯訓練の実施の促進
- 児童等の危険予測・回避能力の育成に資する実践的な安全教育事例等の活用促進
- 高校生の自主的な学校安全活動の促進、防犯に対する意識の高揚
- 関係機関と連携したインターネット安全利用教室の実施の促進



地域や関係機関と連携した児童の安全教育

目標（令和9年度末まで）

防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している小・中・高校の割合



○「子どもの安全を見守る運動」の推進

事業者等の協力を得て、啓発ポスター、ステッカーを掲示して、児童等の安全の確保に対する道民の意識喚起、児童等の一時保護、通報の協力を促進し、「子どもの安全を見守る運動」の普及啓発に努め、児童等の安全の確保を図ります。

目標（令和8年度末まで）

「子どもの安全を見守る運動」ステッカー貼付車両台数

令和6年12月末

約48,200台



令和7年12月末

約49,000台



目標値

約50,450台



「子どもの安全を見守る運動」ステッカー貼付車両

～「ながら見守り」による地域全体での子どもの見守り～

子どもの安全を確保するためには、地域と社会が一体となって、「子どもたちの安全を守る」という共通の思いのもと、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう見守っていくことが必要です。

しかし、日常の生活の中で、見守りを含めた防犯活動に時間がとれず参加できないという方も多くいらっしゃると思われます。

「子どもの安全を見守る運動」は、参加いただける方に「できることから」「できる範囲」で地域での見守りに参加していただくこととしております。

北海道では、地域の方々や企業等に対し、「子どもの安全を見守る運動」を通じた「ながら見守り」へのご協力をお願いしております。

「ながら見守り」とは、日常の生活の中で、防犯の視点を持っていただき、日常生活の行動を通じた見守りを行っていただくものです。

子どもたちのかけがえのない命を守るため、多くの方に本取組に参加いただけるよう普及啓発に努めてまいります。



～「ながら見守り」の活動例～

- | | |
|---------------|-------|
| ○ウォーキングやジョギング | ○犬の散歩 |
| ○花の水やり、庭木の手入れ | ○買い物 |
| ○通勤、仕事の業務 | ○除雪 |



【トピックス5】

■ 「子ども110番の家」について

「子ども110番の家」とは、通学路周辺などの店舗や家庭が、つきまといや声掛け等、不安を抱かせる行為を受けた子どもの「緊急避難先」としてステッカー等を掲示し、子どもが避難してきた場合、子どもを保護し、警察への連絡等の措置を講ずることにより、犯罪被害の未然防止を図る取組です。

「子ども110番の家」として、登録いただける場合は、お住まいの市町村などにお問い合わせください。

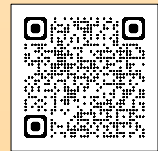
～「子どもの安全を見守る運動対応マニュアル」～

推進会議では、子どもが『誘拐や暴力、痴漢』など何らかの被害に遭っている場面を目撃したり、助けを求められた場合などに対応すべき内容をまとめたマニュアルを作成しております。

道のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードするなどして、ご活用ください。



地域安全課HP



(5) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（条例第 19～24 条）

○犯罪の防止に配慮した道路等の普及

道路、公園、駐車場及び駐輪場は、犯罪の発生が多く、また、不特定多数の者が利用する公共空間です。

構造的、設備的な要因等ハード面の整備を図るなどして、犯罪の防止に配慮した対策を講ずることとしています。

具体的な取組

- 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針（道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、設備等）の普及
- 道路状態の保持と道路利用者の安全を図るための道路の維持修繕
- 犯罪の防止に配慮した都市公園等の整備・管理の推進
- 駐車場及び駐輪場に対する防犯対策の推進

○犯罪の防止に配慮した住宅の普及

日常生活の基盤となる住宅は、絶対的な安全が求められるプライベート空間ですが、建物の構造や設備によっては犯罪発生の要因となり、空き巣や強盗、性犯罪等の事件が発生する場合があります。

戸建住宅は、低層が多く犯罪を企てる者の接近が容易であり、共同住宅では、出入口、階段、エレベーター等不特定多数の者が出入りすることができる共用部分があるため、犯罪の防止に配慮した対策を講ずることとしています。

具体的な取組

- 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針（住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等）の普及
- 鍵やガラス等防犯性能の高い建物部品に関する情報提供
- 教育の場等を活用した住まいやまちづくりに対する意識の向上
- 住宅関連団体との情報交換
- 防犯モデルマンション認証による防犯性の高いマンションの普及促進



防犯モデルマンションに認証されるためには、審査基準を満たす必要があります。

例えば、住居部分への侵入対策として防犯ガラスが使用されていることや防犯センサーが設置されていること、共用のエレベーター内が外部から見通せる構造になっていることや防犯カメラ、非常通報装置が設置されていること、さらには共用玄関出入口がオートロックになっていることや防犯カメラが設置されていることなどがあります。

マンション建設に携わる企業等は、防犯性の高いマンションの建設に努めましょう。

【トピックス6】

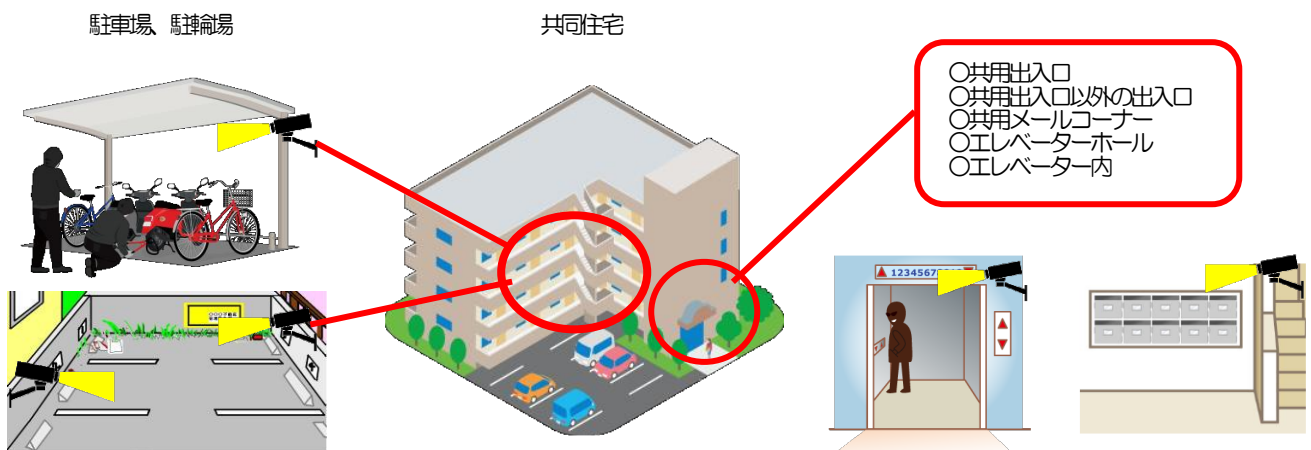
■ 駐車場、駐輪場、共同住宅での防犯カメラの設置について

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の防止に有効な防犯対策の一つですが、その運用にあたっては、それぞれの地域の事情に考慮し、個人のプライバシーへの配慮等が求められます。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針では、共同住宅や駐車場、駐輪場の整備に際し、周囲からの見通しが確保されない場合の補完対策の一つとして防犯カメラの設置を提示しているほか、特に共同住宅についてはその必要性和管理体制の在り方などを併せて検討することを示しています。

また、道警察では、防犯カメラ設置に関わる指導・助言を行っていますので、お気軽にお近くの警察署にご相談ください。

<防犯カメラの効果的な設置場所例>



～ 検討のポイント～

- ・必要性、管理体制のあり方
- ・記録装置の設置
- ・見通しの補完、犯意の抑制等の観点からの有効な位置、台数等
- ・必要な照度の確保

～防犯カメラの設置に係る留意事項～

○防犯カメラを設置しようとする場合

必要性及び管理体制のあり方を検討するほか、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）等の各セキュリティ評価制度を活用するとともに、防犯設備の専門家等から助言を受けるなど、情報セキュリティ対策が講じられた防犯カメラを調達・運用すること。

○防犯カメラの機能・性能

公益社団法人日本防犯設備協会が優良防犯機器認定制度（RBSS）において設定している機能・性能を参考にするとともに、保存期間が3カ月以上の記録装置を設置することを推奨しております。

○防犯カメラを設置する場合

防犯カメラが有効に機能するため必要な照度を確保するほか、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置するとともに、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置場所や撮影する画角としましょう。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議事務局

北海道環境生活部くらし安全局地域安全課	TEL011-231-4111（内線 24-163）
北海道警察本部生活安全部生活安全企画課	TEL011-251-0110（内線 3031）
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	TEL011-231-4111（内線 35-656）